

令和4年度
旭川市立東町小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年度 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

本校では、これまでも、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の下、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力してきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「北海道いじめ防止基本方針」及び「旭川市いじめ防止基本方針」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にされた授業づくりや集団づくりが十分になければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分になければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情

(1) いじめについて

本校において、「いじめに関する調査」アンケートを、令和3年5月及び10月に実施しました。そのアンケートに加え、担任と児童との教育相談、教職員の見とり、保護者との連携等を通して捉えた昨年度の本校の新規いじめ認知件数は3件でした。

本校では、教職員の共通理解を基に「いじめに向かわない態度・能力の育成」「自己有用感や自己肯定感を育む指導」「児童自らがいじめの未然防止について考え取り組む指導」を行っています。また、児童が主体となった取組（「いじめ撲滅集会」など）も引き続き推進していきます。

今後もこれらを継続して取り組み、いじめの未然防止及び早期発見、対処を行っていきます。

(2) アンケートより

前出の「いじめ問題に関する調査」において、児童の実態を表す有用な2項目の結果は以下の通りです。

- いじめはどんな理由があっても許されないとと思う児童数 218名/221名(98.6%)
(R3年度は、91.6%)
- 嫌な思いをした時、だれにも相談しないと答えた児童数 14名/221名(6.3%)
(R3年度は、7.6%)

令和3年度調査と比較して、「いじめはどんな理由があっても許されない」は、増加しています。今後も、道徳の時間および日常の指導において、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進します。加えて、児童一人一人がかけがえのない生命を有し、児童自身が生きることの素晴らしさや喜びを感じることができるよう指導していきます。

また、「嫌な思いをした時、だれにも相談しない」児童は、令和3年度より僅かですが減少しました。今後も、誰かに相談する必要性や大切さを、引き続き指導していきます。

以上の結果を踏まえ、いじめの解決へ向けて、全教育活動を通して、児童一人一人が、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。

また、積極的にいじめを認知し、いじめは「どこでも起こりうる」という認識に立ち、早期発見に努めます。いじめが確認された場合はいじめ防止対策推進委員会を中心に、直ちにいじめを受けた児童の安全・安心を確保します。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止の活動に取り組みます。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。
- 児童会を中心とした「いじめ撲滅集会」を実施し、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるようにする。

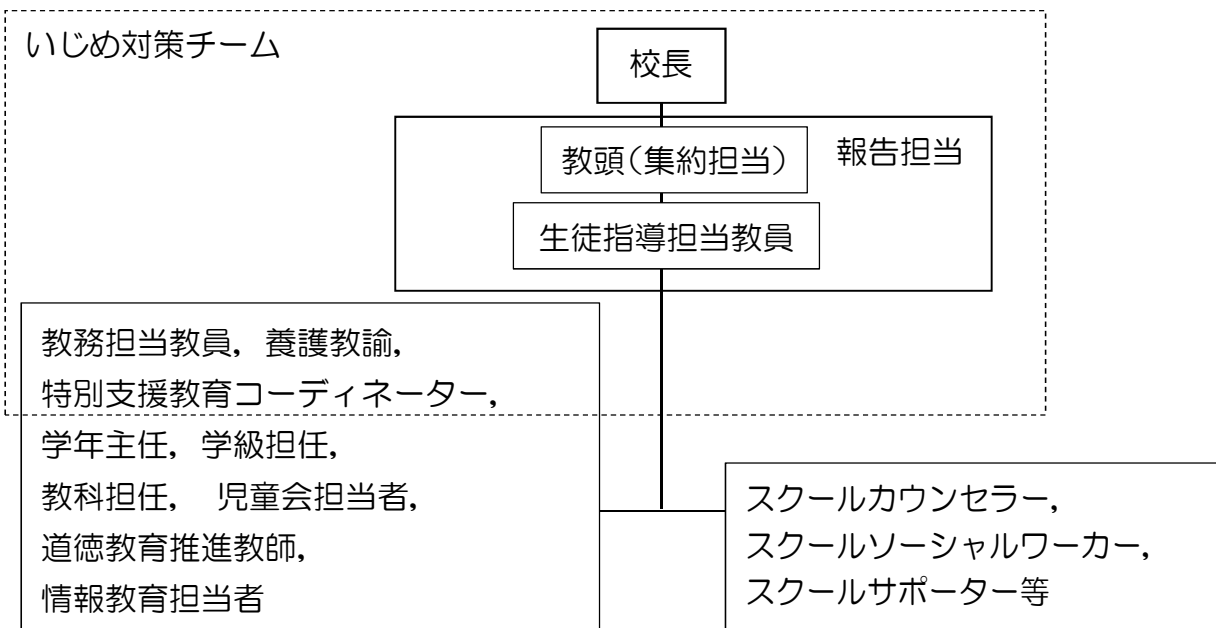
3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効のないいじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の学校いじめ対策組織である「いじめ防止対策推進委員会」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

【東町小学校いじめ防止対策推進委員会】



(2) いじめ防止対策推進委員会の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

ウ) いじめに係る情報があったときには，情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため，支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行

オ) いじめを受けた児童生徒に対する支援，いじめを行った児童生徒に対する指導，対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 基本方針における年間計画に基づき，校内研修を企画し，計画的に実施

イ) 自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検，見直し

ウ) 「いじめ対策チーム」による会議を含め，学校いじめ対策組織会議の内容を記録し，整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

ア) いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図る。

イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し，いじめ防止対策推進委員会の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育む取組を進める。

イ) 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。

ウ) 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア) いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっ

ていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。

イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることができ、機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。

イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。

ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校では、いじめ早期発見のために、アンケート調査、教育相談の実施、チェックリストの活用などを行います。

○アンケート調査＝年度内に5月、10月、2月の3回実施する。

○教育相談＝全校一斉に10月に実施する。また、適時、児童の実態に合わせて個別の教育相談を実施する。

○保護者懇談会＝全校一斉に12月に実施する。家庭での児童の様子や変化を保護者と共有し、いじめの早期発見、対処に努める。

○チェックリストの活用＝適時、資料の「いじめ発見・見守りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見を行う。

たとえば、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。

イ) いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保する。

ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

- (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援
 - ア) いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
 - イ) いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
 - ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応する。
- (3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言
 - ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
 - イ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
 - ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
 - イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。
- (5) 性に関わる事案への対応
 - ア) 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
 - イ) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
 - ウ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
 - エ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。
- (6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応
 - ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

- (1) いじめが「解消している」状態
 - 単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

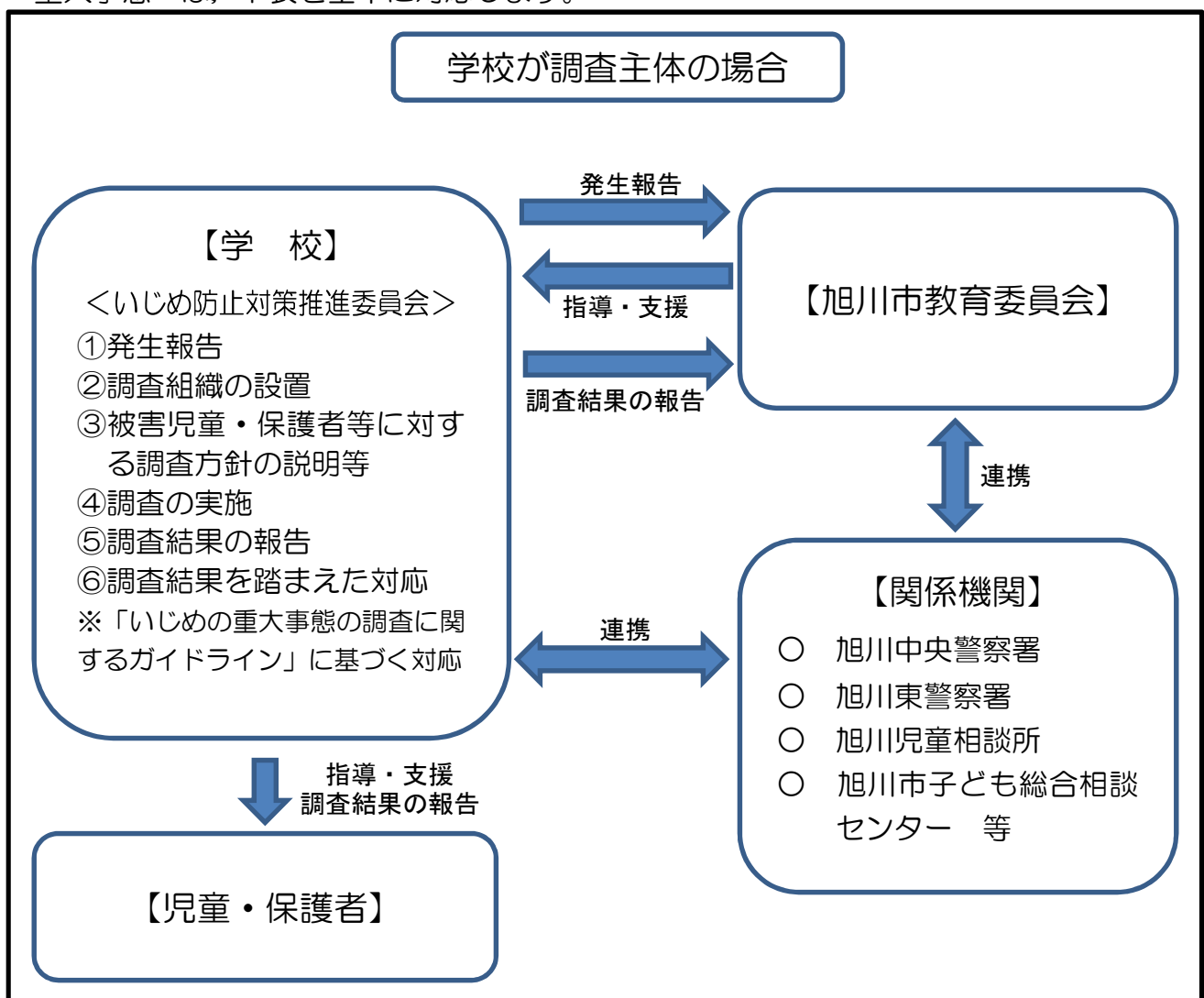
(2) 観察の継続

ア) 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

イ) 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

8 いじめの重大事態への対応

重大事態へは、下表を基本に対応します。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

本校では、必要に応じて、保護者や地域住民の参画、スクールカウンセラー等外部専門家の活用、警察等の関係機関等と連携などを行います。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果などについて教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

本校では、インターネットを通じて行われるいじめの防止に向けて、高学年において情報モラル教育実施を進めます。

また、インターネットを通じて行われるいじめは、学校外で行われることが多いことから、保護者の役割等について、適時啓発を図っていきます。

11 学校いじめ防止プログラム

具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画となるよう整理した、「学校いじめ防止プログラム」（資料）を作成します。

12 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

本校では、旭川市教育委員会が作成する「学校いじめ防止基本方針」の改定及び本校におけるいじめ防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、「東町小学校 学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを図ります。

- 本校のいじめ防止対策推進委員会を中心に、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを図る。
- 本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→報告窓口（教頭，生徒指導担当者）→集約担当（教頭）→校長・教頭

東町小学校いじめ防止対策推進委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（東町小学校いじめ防止対策推進委員会）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 「いじめ対策プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【東町小学校いじめ防止対策推進委員会による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関（教育委員会，旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等）との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させる等，謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意しながら，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析**
 - 事実の整理，指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実**
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実**
 - 児童の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等，児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組
- 家庭，地域との連携強化**
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

東町小学校 いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で少年団の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 少年団を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- 少年団の話題を避ける。……………〔 〕

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立東町小学校 TEL 32-3296

東町小学校 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月（強調月間）	6月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（児童版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 		

	7月	8月	9月
教職員		<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月	11月（強調月間）	12月
教職員	<p>○教育相談（全校一斉）</p> <p>○教育相談</p>	<p>○いじめ防止対策推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 	
児童	<p>○いじめアンケート調査②</p> <p>○「生命（いのち）の安全教育」の授業</p>	<p>○児童が主体となったいじめ防止の取組「いじめ撲滅集会」</p>	<p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域			<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中の生活 ・家庭での児童の様子

	1月	2月	3月
教職員		<p>○いじめ防止対策推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> <p>○教育相談</p>	<p>○いじめ防止対策推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認
児童	<p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど 	<p>○いじめアンケート調査③</p> <p>○外部講師（警察）による，スマホ安全教室</p>	<p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域		<p>○学校運営協議会，保護者懇談会による協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組等の評価 	